

## 主 文

- 1 被告は、原告Aに対し、1億円及びこれに対する令和4年6月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 5 2 被告は、原告Bに対し、1億円及びこれに対する令和4年6月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告Cに対し、152万1110円及びこれに対する令和4年6月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 4 原告Cのその余の請求を棄却する。
- 10 5 訴訟費用は、原告Aに生じた費用、原告Bに生じた費用、原告Cに生じた費用の3分の1及び被告に生じた費用をいずれも被告の負担とし、原告Cに生じたその余の費用を原告Cの負担とする。
- 6 この判決は、第1項ないし第3項に限り、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 15 第1 請求

- 1 主文第1項と同旨（一部請求）
- 2 主文第2項と同旨（一部請求）
- 3 被告は、原告Cに対し、447万9321円及びこれに対する令和4年6月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

### 20 第2 当事者の主張

- 1 請求原因（原告らの主張）  
別紙「請求の原因」に記載のとおり
- 2 被告は、公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。

### 25 第3 当裁判所の判断

- 1 本件事故の発生及び被告の責任

証拠（甲 1～4、9、20の1・2、21～22）及び弁論の全趣旨によれば、①令和4年6月29日、大分県別府市内の路上において、Dの所有し、乗車する原動機付自転車及び原告Cの所有し、乗車する普通自動二輪車が赤信号で停車していたところ、被告の運転する普通乗用自動車は上記各車両に追突する交通事故（以下「**本件事故**」という。）が発生したこと、②本件事故により、  
5 Dは同日に亡くなり、原告Cは負傷したこと、③Dが亡くなったことにより、その父母である原告A及び原告B（以下、原告Aと併せて「**原告Aら**」という。）がDを2分の1ずつ相続したことがそれぞれ認められる。

したがって、被告は、前方を注視して安全な速度と方法で運転すべき注意義務を怠り、D及び原告Cが運転する車両に自車を追突させたものであるから、  
10 民法709条及び自動車損害賠償保障法3条により、Dを相続した原告Aら及び原告Cに対して損害賠償義務を負う。

## 2 原告Aらの損害額

### (1) Dの損害

15 ア 物的損害 21万3220円

証拠（甲5）によれば、本件事故により、いずれもDが所有し、本件事故当時に乗車ないし着用していた、原動機付自転車（購入金額20万1690円）、同車両のU字ロック（購入金額4730円）及びヘルメット（購入金額6800円）は、いずれも大破して全損となっており、いずれも購入金額相当額が損害と認められる。  
20

イ 治療費・諸雑費・文書料 60万4040円（甲10、11）

なお、診療報酬明細書（甲10）記載の文書料7700円は、甲11記載の治療費60万0540円に含まれているものと解される。

ウ 死亡慰謝料 2500万円

25 証拠（甲4）によれば、Dは未来のある若者でありながら、本件事故により突然命を奪われているうえ、被告は本件事故を起こした後、Dを救護

することなく現場から逃走しており、極めて強く非難されるべきものであるから、死亡慰謝料は上記金額が相当である。

エ 逸失利益 3億5533万5950円

① 基礎収入について

5 証拠（甲1、3、6～8）及び弁論の全趣旨によれば、Dは、本件事  
故により亡くなった当時、19歳の大学生であったところ、大学で経営  
学を学んでおり、卒業後は父である原告Aの事業（直近3年間で少なく  
とも3000万円前後の収入がある。）を引き継ぐ予定であったから、卒  
業後1年目～5年目（22歳～27歳）までは年間1000万円、卒業  
10 業後6年目～10年目（28歳～32歳）までは年間1500万円、卒業  
業後11年目（33歳）～67歳までは年間3000万円の収入を得られ  
た蓋然性が認められる。

② 生活費控除率

15 Dは、大学卒業後10年間は独身であった可能性が否定できないから、  
生活費控除率を50%とし、その後は婚姻して子をもうけた蓋然性が認  
められるから、生活費控除率を30%とする。

③ 計算式

20 卒業後1年目～5年目：1000万円×（1－0.5）×（7.019  
7〔27歳までの8年間のライフニッツ係数〕－2.8286〔2  
2歳までの3年間のライフニッツ係数〕）＝2095万5500円

卒業後6年目～10年目：1500万円×（1－0.5）×（10.6  
350〔32歳までの13年間のライフニッツ係数〕－7.019  
7〔27歳までのライフニッツ係数〕）＝2711万4750円

25 卒業後11年目～67歳：3000万円×（1－0.3）×（25.26  
67〔67歳までの48年間のライフニッツ係数〕－10.6350  
〔32歳までのライフニッツ係数〕）＝3億0726万5700円

オ 損益相殺 3億5054万9170円(甲11)

前記アないしエの合計3億8115万3210円から、自賠責保険金3060万4040円を控除する。

カ 原告Aらの相続分 各1億7527万4585円

5 原告Aらは、前記オのDの損害を2分の1ずつ相続した。

(2) 原告Aの損害

ア 葬儀費用 412万4711円

証拠(甲12~14)によれば、原告Aは、喪主としてDの葬儀を執り行い、その費用を支払った。

10 イ 近親者慰謝料 250万円

原告Aは、理不尽な本件事故により最愛の息子であるDを奪われ、加害者である被告は現在も逃走しており不誠実な態度に終始しているから、その悲しみは筆舌に尽くし難いものであり、近親者慰謝料は上記金額が相当である。

15 ウ 弁護士費用 1000万円

認容額及び本件訴訟の経過に照らせば、上記金額が相当である。

エ 合計 1億9189万9296円

(ただし、認容額は一部請求の限度である1億円となる。)

(3) 原告B固有の損害

20 ア 近親者慰謝料 250万円

原告Bは、理不尽な本件事故により最愛の息子であるDを奪われ、加害者である被告は現在も逃走しており不誠実な態度に終始しているから、その悲しみは筆舌に尽くし難いものであり、近親者慰謝料は上記金額が相当である。

25 ウ 弁護士費用 1000万円

認容額及び本件訴訟の経過に照らせば、上記金額が相当である。

エ 合計 1億8777万4585円

(ただし、認容額は一部請求の限度である1億円となる。)

### 3 原告Cの損害額

(1) 物的損害 85万6650円

5 ア 車両の買替費用 71万9670円

証拠(甲16~18)によれば、本件事故により、原告Cが所有し、乗車していた普通自動二輪車は全損となり、原告Cは同種同等の中古車両を71万9670円で購入しているから、これが損害と認められる。

イ パソコンの買替費用 13万6980円

10 証拠(甲19)によれば、本件事故により、原告Cが所持していたノートパソコンは全損となり、原告Cは同種のノートパソコンを13万6980円で購入しているから、これが損害と認められる。

ウ 着衣損については、証拠がなく、認められない。

(2) 人身損害 56万4460円

15 ア 治療費 5万9960円(甲20の1・2、甲21、22)

イ 入院諸雑費 4500円

証拠(甲20の1・2)によれば、原告Cは本件事故により負傷し、令和4年6月29日から同年7月1日までの3日間、別府医療センターに入院していたから、入院諸雑費は1日当たり1500円が相当である。

20 ウ 休業損害について、原告Cは本件事故当時、居酒屋でアルバイトとして稼働しており、本件事故の影響により1か月程度休職せざるを得なかったと主張するが、証拠(甲24)によれば、原告Cは本件事故直後の令和4年7月には13日稼働しており、本件事故前の令和4年5月及び6月よりも多く稼働しているから、休業損害が生じたとは認められない。

25 エ 入通院慰謝料 50万円

証拠(甲20の1・2、甲21)によれば、原告Cは、本件事故当日(令

和4年6月29日)から同年7月1日まで3日間入院し、退院後の同月12日に通院しているから、これら入通院期間(入院3日間、通院11日間)に加え、原告Cも被告車両に追突され、目の前で友人であるDを失ったことによる精神的衝撃は計り知れないことも踏まえると、入通院慰謝料は上記金額が相当である。

5

(3) 弁護士費用 10万円

認容額及び本件訴訟の経過に照らせば、上記金額が相当である。

(4) 合計 152万1110円

#### 4 結論

10

したがって、原告らの請求は主文第1項ないし第3項の限度で理由があるから認容し、その余の請求は理由がないからいずれも棄却することとして、訴訟費用の負担につき民訴法64条本文、61条を適用し、仮執行宣言につき同法259条1項を適用して、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第5民事部

15

裁判官 横 山 寛

## 別 紙

### 請求の原因

1 以下の交通事故（以下、「本件事故」という。）が発生した（甲1）

(1) 日時令和4年6月29日午後7時45分ころ

(2) 場所大分県別府市（以下住所省略）

β) 原告車両1（以下、「原告車1」という。）

車 種 原動機付き自転車

車両番号

運 転 者 訴外 D（以下、「訴外 D」という。）

所 有 者 訴外 D（甲5）

(4) 原告車両2（以下、「原告車2」という。）

車 種 普通自動二輪車

車両番号

運 転 者 原告 C（以下、「原告 C」という。）

所 有 者 原告 C

(5) 被告車両（以下、「被告車」という。）

車 種 自家用 普通乗用自動車

車両番号

運 転 者 被告

(5) 事故態様

訴外 D及び原告 Cが交差点の先頭で対面信号機に従い信号停止していたところ、後方から被告車が衝突してきた事故。

## 2 相続

本件事故により、訴外Dは死亡した（甲2、3）。

訴外Dに子及び配偶者はおらず、その父である原告Aとその母である原告B（以下、両名併せて「原告Aら」という。）が訴外Dを相続した（甲3）。

## 3 責任原因

### (1) 本件事故の発生状況（甲4）

ア 本件事故現場は、a町方面からb町方面に至る道路とc町方面からd町方面に至る道路が交差する交差点（以下、「本件事故現場交差点」という。）である。

原告車1は原告Cの運転する原告車2（以下、「原告車ら」という。）とともにa方面からb町方面に至る道路を走行し、本件事故現場交差点にて対面信号機に従い、信号待ちのため直進左折レーンの先頭で停止していた。

イ ところが、被告が運転する被告車両が原告車らの後方より走行してきて、そのまま原告車らに衝突し、そのまま交差点を越えて左側にある信号柱に衝突し、停止した。

衝突の勢いにより、原告車らは交差点を越えるほど吹き飛ばされた。

ウ この衝撃により、原告Cは負傷し、訴外Dは骨盤骨折などの重傷を負い、本件事故から約4時間後に死亡した。

しかし、被告は、被告車が信号柱に衝突後、被告車から降りて、そのまま走って逃走した。

### (2) 被告の責任

被告は、前方を注視して安全を確認しつつ、道路状況に応じて安全な速度と方法で走行すべき注意義務があるにもかかわらず、前方を注視せずに、停止している原告車らの手前で安全に停止することができない速度で走行してしまっただけの過失がある。

被告は、かかる過失により、訴外Dを死亡させたのであるから、民

法709条及び自動車損害賠償保障法3条に基づき、訴外Dに生じた損害を賠償すべき義務を負う。

#### 4 原告Aらの損害

##### 1) 訴外Dの損害

###### ア 物的損害 213,220円

原告車1は被告車に追突されたことで大破し、全損となった。

原告車1の時価額は購入から1年程度しか経過しておらず、購入金額（本体181,500円、諸費用20,190円）と同等と評価される（甲5）。

また、訴外Dが着用していたヘルメット及び原告車1のU字ロックも全損となっており、原告車1と同時に購入しているから、これらの時価額も購入金額（ヘルメット6,800円、U字ロック4,730円）（甲5）と同等と評価できる。

###### イ 治療費等

訴外Dは、本件事故後、E病院に搬送され、治療を受けた。治療費として600,540円が発生した。

その際の雑費として1,100円も発生した。

そのため、治療費などとして601,640円が発生した。

###### イ 慰謝料

被告は本件事故現場から逃走し、救護義務違反が認められるだけでなく、現在も警察に出頭せずに逃走継続中であり、無責任極まりない行動に終始している。

また、訴外Dは当時大学生であり、これからの長い人生を突如として奪われた精神的苦痛は筆舌しがたい。

したがって、慰謝料としては30,000,000円が相当である。

###### ウ 逸失利益

###### (ア) 基礎収入

本件事故当時、訴外D19歳の大学生であった。

訴外Dは、グローバルな活躍をする経営者になるため、F

大学へ通って語学を学び、同時に、経営に関する書籍を讀んで勉強していた。

そのような姿を見ていた原告Aは、将来、訴外Dが大学を卒業した後には、自身が経営する複数の会社の役員に就任させ、経営者としてのノウハウを教え、本人が望むようなグローバルに活躍できる経営者になる手助けをすることを決めていたし、訴外Dもそれを望んでいた。

そのため、訴外Dは原告Aのもとで働く予定であったが、原告Aは5年ごとに訴外Dの年間の給料を増加させる予定で考えていたが、10年経った後には、全ての地位を訴外Dに譲る予定であった。

具体的には、最低でも1年目から5年目までは1,000万円、6年目から10年目までは1,500万円の給料である。

その後は、原告Aと同等の収入が期待できるので、事故直近三年分の給与所得の平均を前提にする。

原告Aの収入は、令和元年が4,960万円（甲6）、令和2年が3,055万円（甲7）、令和3年が2,980万円（甲8）であるから、平均すると3,665万円である。

したがって、基礎収入は上記金額で検討する。

#### （イ）生活費控除率

社会人後の5年間は独身である可能性が高いので、50%とする。

その後は、結婚して子どもも産まれている可能性も考慮して、生活費控除率は30%とする。

#### （ウ）ライブニッツ係数

現代社会において、必ずしも67歳で定年退職をするとは限らず、70歳くらいまで働いている現実がある。特に会社経営者であれば当然に67歳で退職とは限らない。

そのため、訴外Dは、22歳から70歳まで勤務するものとし

て、稼働可能年数は48年間で相当である。

そして、上記のとおり、5年ごとに収入が増額する予定であったことから、5年ごとに係数が変わる。

最初の5年間は4.5797、10年目までは3.9505(=8.5302-4.5797)、11年目以降は16.7365(=25.2667-8.5302)となる。

(エ) 小計

10,000,000円×(1-0.5)×4.5797=22,898,500円

15,000,000円×(1-0.3)×3.9505=41,480,250円

36,650,000円×(1-0.3)×16.7365=429,374,907円

22,898,500円+41,480,250円+429,374,907円

=493,753,657円

エ 文書代(甲9~11)

7,700円+2,400円=10,100円

オ 既払金(甲11)

自賠償保険より、30,604,040円が支払われている。

カ 合計

213,220円+601,640円+30,000,000円+493,753,657円

+10,100円-30,604,040円=493,974,577円

(2) 原告Aの損害

ア

葬儀費用(甲12~14) 4,124,711円

葬儀費用4,099,711円は原告Aが支払った。

また、火葬費用25,000円も支払った。

イ 固有の慰謝料

原告Aは、突如として最愛の息子の命を奪われた。

その上、被告は現在も逃走しており、訴外D及び遺族に対する態度として極めて不誠実な行動に終始しており、到底許せるものではない。

かかる原告Aの精神的苦痛は想像を絶するものであり、500万円が相当である。

ウ 小計

4,124,711 円+5,000,000 円=9,124,711 円

(3) 原告 B の損害

・ 固有の慰謝料

原告 B は、突如として最愛の息子の命を奪われた。

その上、被告は現在も逃走しており、訴外 D 及び遺族に対する態度として極めて不誠実な行動に終始しており、到底許せるものではない。

かかる原告 B の精神的苦痛は想像を絶するものであり、500 万円が相当である。

(4) 相続による損害の確定

・ 原告 A

493,974,577 円×1/2+9,124,711 円≒256,111,999 円

・ 原告 B

493,974,577 円×1/2+5,000,000 円≒251,987,288 円

(5) 弁護士費用

原告 A は、損害回復のため弁護士に本件訴訟遂行の依頼をせざるを得なかったのであり、本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、原告 A に関して上記(4)アの 256,111,999 円の約 1 割である 25,611,199 円が、原告 B に関して上記(4)イの 251,987,288 円の約 1 割である 25,198,728 円が相当である。

(6) 合計

原告 A 256,111,999 円+25,611,199 円=281,723,198 円

原告 B 251,987,288 円+25,198,728 円=277,186,016 円合計

558,909,214 円

6 原告 C の損害

(2) 物損

ア 車両の買替費用 719,670 円

原告 C の車両は、本件事故によって全損となったことから、買替

費用が損害となる。原告 C は、被害車両（自動二輪車）と同種同等の中古車両（自動二輪車）を令和 4 年 7 月 10 日、719,670 円で購入し（甲 15）、その代金をすでに支払っている（甲 16～18）。この購入費用には整備費用等を含んでいるが、本件事故によって必要となった買替車両購入に不可欠なものであって、本件事故に起因する損害である。

イ パソコンの買替費用 136,980 円

原告 C は、事故当時、原告 C が 28 万円程度で購入した DELL 社製のノートパソコン（X P S 1 3）を所持していたところ、前記パソコンは本件事故によって全損となったことから、買替費用が損害となる。原告 C は、令和 4 年 7 月 7 日、被害にあったノートパソコンと同種のノートパソコン（Apple 社製 M a c B o o k A i r）を 136,980 円で購入した（なお、購入手続きは、原告 C の母親に代わって行ってもらっている。）（甲 19）。よって、この購入代金が損害となる。

ウ 着衣損 51,000 円

原告 C は、事故当時着用していたヘルメット（購入価格 26,000 円）、バック（購入価格 15,000 円）、服及び靴（購入価格 10,000 円）を事故によって着用できなくなり買替を余儀なくされたことから、これら同種同等の物の買い替え費用計 51,000 円は、本件事故に起因する損害である。

(2) 人損

ア 治療費 59,960 円

- ・ G 医療センター(甲 20 の 1、20 の 2) 54,770 円  
令和 4 年 6 月 29 日から同 7 月 1 日（入院 3 日）
- ・ H 病院(甲 21) 4,170 円  
令和 4 年 7 月 12 日（通院 1 日）
- ・ 調剤（甲 22） 1,020 円

イ 入院諸雑費 4,500 円

1日当たり 1,500 円×入院 3 日=4,500 円

ウ 休業損害 100,000 円

原告 C は、本件事故当時、別府市 [REDACTED] にてアルバイトとして働いていた。本件事故の影響により 1 か月程度休職せざるを得なくなり、1 か月分の給与相当額である少なくとも 10 万円を得ることができなくなった。

エ 慰謝料 3,000,000 円

本件において、原告 C には後遺障害の等級認定がなされる程度の受傷ではなかったものの、訴外Dとともに追突され訴外Dのみ死亡し、目の前で大事な友人を失った極めて甚大な精神的苦痛に加え、自身においても死に至る恐怖を感じる事故態様であったこと、原告 C に何ら落ち度がないにもかかわらず、いまだに被告は逃亡しており、原告 C は被告から全く謝罪を受けられていないことなどを考慮すれば、慰謝料は通常より加算されるべきである。

したがって、原告 C の入通院慰謝料として 3,000,000 円が相当である。

### (3) 小括

上記のとおり、原告 C の損害は、人損 3,164,460 円、物損 907,650 円の、合計 4,072,110 円である。

### (4) 弁護士費用

原告 C は、損害回復のため弁護士に本件訴訟遂行の依頼をせざるを得なかったのであり、本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、上記(3)の約 1 割である 407,211 円が相当である。

### (5) 合計

4,072,110 円 + 407,211 円 = 4,479,321 円

## 7 結論

よって、

- (1) 原告Aは、被告に対し、民法 709 条及び自動車損害賠償保障法 3 条に基づく損害賠償請求権の一部請求として 100,000,000 円

円及びこれに対する本件不法行為日である令和4年6月29日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

(2) 原告 Bは、被告に対し、民法709条及び自動車損害賠償保障法3条に基づく損害賠償請求権の一部請求として100,000,000円及びこれに対する本件不法行為日である令和4年6月29日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

(3) 原告 C は、被告に対し、直接請求権に基づき、4,479,321円及びこれに対する本件不法行為日である令和4年6月29日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上